

# トランスロシアエージェンシージャパン株式会社

〒104-6233 東京都中央区晴海1丁目8番12号  
TEL: 03-3532-0362 FAX: 03-3532-1181

お客様各位

2016年6月22日

日露コンテナ定期航路  
(株)商船三井 FESCO 社  
日本総代理店  
トランスロシアエージェンシージャパン (株)

## SOLAS 条約改正による「輸出コンテナ貨物の総重量確定方法」の制度化について

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題に関しまして、2016年7月1日発効の SOLAS 条約 (海上人命安全条約)改正により、国土交通省は関係省令の一部改正並びに公示の制定を行いました。  
これに伴い本年7月1日以降船積みとなる日本発輸出コンテナに関しては、改正 SOLAS 条約及び国土交通省が定めた制度に基づき、コンテナ総重量を船積み前に船社・ターミナルに提供する必要があります。

関係法令や本制度の詳細につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

本制度に伴う弊社運用方法について以下の通りご案内させていただきます。

### 記

1. 確定コンテナ総重量の連絡方法は、当面、搬入票を船積み予定船寄港ターミナルへ提出と致します。
2. 搬入票記載重量を総重量とし、搬入票署名者欄に記載された署名者を総重量を確定した届出荷送人または登録確定事業者乃至その代行者であると看做します。
3. コンテナの自重はコンテナドア面に記載されている **Tare Weight** をご確認ください。
4. 搬入票の必要事項の記載漏れ、あるいは実際の重量と大きな乖離がある場合は船積みが出来ない場合がございますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。  
また、これにより発生した諸費用はお客様負担とさせていただきます。

上記の通り、本年7月1日からの船積み分より改正 SOLAS 条約及び関係省令に則った対応をさせていただきます。

つきましては、コンテナ総重量や署名等必要情報の記載漏れの無き様ご注意ください様重ねてお願い申し上げます。

敬具